



島根県報

令和4年10月11日（火）

第 353 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更

（森 林 整 備 課） 2

地籍調査の成果の認証

（用 地 対 策 課） 3

告 示**島根県告示第666号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第667号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	令和元年度～令和3年度	9枚	1冊	黒川町6	令和4年9月29日
益田市	平成30年度～令和3年度	17枚	2冊	内田1	令和4年9月29日
益田市	令和2年度～令和3年度	7枚	1冊	内田2	令和4年9月29日
益田市	令和2年度～令和3年度	21枚	2冊	虫追・白上2	令和4年9月29日
益田市	令和元年度～令和3年度	21枚	3冊	白上・中垣内1	令和4年9月29日
益田市	令和2年度～令和3年度	16枚	2冊	白上・中垣内2	令和4年9月29日
益田市	令和2年度～令和3年度	21枚	2冊	喜阿弥・戸田	令和4年9月29日
益田市	平成30年度～令和3年度	38枚	2冊	喜阿弥1	令和4年9月29日
益田市	令和元年度～令和3年度	11枚	2冊	市原・白上1	令和4年9月29日
益田市	平成30年度～令和3年度	18枚	2冊	白上・川登	令和4年9月29日